

軽度者（要支援1～要介護1）の方の福祉用具貸与の例外給付 ～こんなときどうしたらいいの？～

令和5年6月作成

①主治医の意見はどこに書けばいいの？

⇒主治医の所見（病院名、主治医のフルネーム、所見）を計画書1、2表及びサービス担当者会議録の両方に記載してください。

②サービス担当者会議録を確認する際のポイントは？

⇒品目ごとに必要性を記載して下さい。

※特殊寝台についてはリモコン操作についても記載してください。



③車いすは例外給付の届け出が必要な？

⇒岡山市への例外給付の届け出はいりません。

※主治医や専門職と貸与の必要性を検討し、①及び②の手順に沿って書類を作成してください。

※福祉用具貸与事業所へ「福祉用具貸与に係る要介護認定基本調査項目確認書」を提出してください。様式は介護保険課ホームページにあります。

④暫定時、要介護2以上を見込んで特殊寝台を利用していたが、認定結果が要介護1だった。どうしたらいい？

⇒結果を知った日の翌開庁日の終業時までに介護保険課へ電話連絡してください。必要書類をお知らせしますので期間内に提出してください。

※詳しくは介護保険課ホームページ「福祉用具例外給付に関するQ & A」Q7をごらんください。

⑤2号非該当（65歳未満の生活保護受給者）の方の届け出方法は？

⇒各福祉事務所の担当ケースワーカーに届出書類を提出してください。